

広島県行政不服審査会が開催されたので、次のとおり開催記録を公表する。

令和八年四月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

一 会議の名称

広島県行政不服審査会（第一部会・令和八年度第一回）

二 開催日時

令和八年四月十日 午前十時から午前十二時まで

三 開催場所

広島県庁本館一階一〇一会議室

四 出席した委員

手塚委員、酒井委員、岩元委員

五 議事の概要

- 1 令和六年度諮問第七号事案について、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第八十一条第三項において準用する法第七十五条第一項の規定により、審査請求人の口頭意見陳述手続を実施した。
- 2 前項の事案について、審議を行った。
- 3 第一項の事案について、答申に向けた審議を行い、法第八十一条第三項において準用する法第七十九条及び広島県行政不服審査会運営要領（平成二十八年六月二日施行。以下「運営要領」という。）の規定により、答申を行うことを決議した。
- 4 前項の答申について、行政不服審査法施行条例（平成二十八年広島県条例第二号。以下「条例」という。）第十一条の規定により、運営要領の規定による審査庁に対する答申書の交付を、広島県行政不服審査会事務局（以下「審査会事務局」という。）において処理することを決議した。
- 5 第三項の答申について、条例第十一条の規定により、法第八十一条第三項において準用する法第七十九条の規定による審査請求人に対する答申書の写しの送付及び答申の内容の公表を、審査会事務局において処理することを決議した。
- 6 令和六年度諮問第六号事案について、答申に向けた審議を行い、法第八十一条第三項において準用する法第七十九条及び運営要領の規定により、答申を行うことを決議した。
- 7 前項の答申について、条例第十一条の規定により、運営要領の規定による審査庁に対する答申書の交付を、審査会事務局において処理することを決議した。
- 8 第六項の答申について、条例第十一条の規定により、法第八十一条第三項において準用する法第七十九条の規定による審査請求人に対する答申書の写しの送付及び答申の内容の公表を、審査会事務局において処理することを決議した。